



南アフリカにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】

父母の離婚後等の子の養育に関する見直しについて

【ポイント】

●民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、令和8年4月1日から、離婚後の親権者を父母双方又は一方を親権者と指定することなどができるとなりました。

【本文】

改正法の詳細については、以下の法務省ホームページのウェブサイトを確認ください。

法務省ホームページ

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html

改正法に関するパンフレット（PDF）

<https://www.moj.go.jp/content/001450931.pdf>

【問い合わせ先】

在南アフリカ日本国大使館

HP：http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住所：259 Baines St, Cnr Frans Oerder St, Groenkloof, Pretoria

電話：+27 12 452 1500 領事・警備

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>